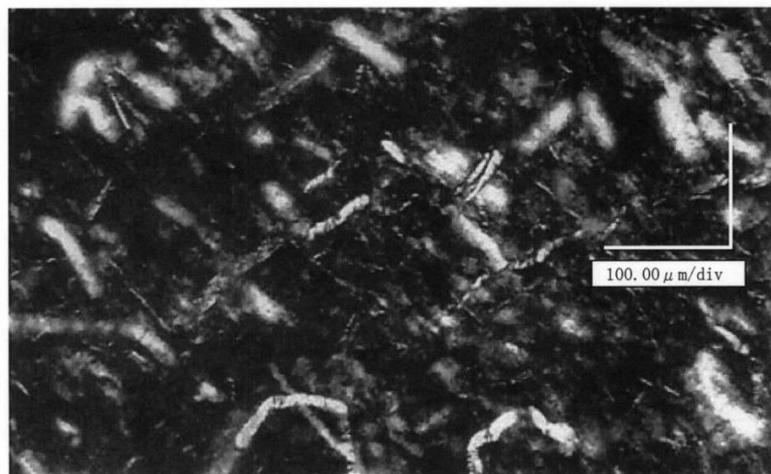


発明の名称	繊維強化複合材料		
出願人/権利人	株式会社吉川国工業所	発明者	吉川 利幸
出願日	平成29年9月22日	出願番号	2017-182582
公開番号	-	特許番号	6360954
法的状態	登録中		

代表図



繊維強化複合材料の偏光顕微鏡写真

発明の概要

樹脂及びセルロースナノファイバーの分散性が向上した繊維強化複合材料

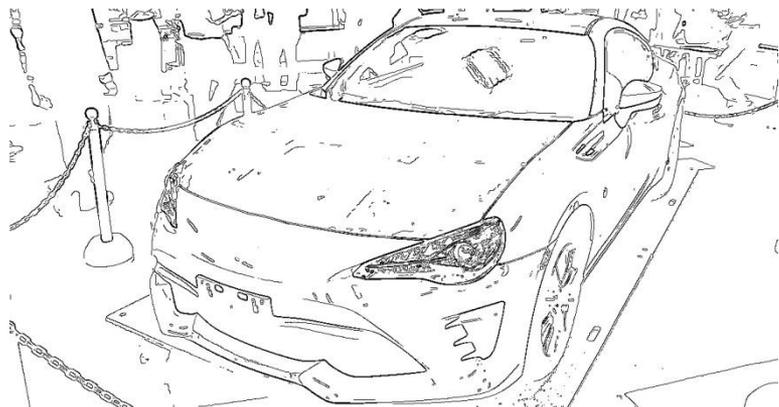
特徴

樹脂及びセルロースナノファイバーに加えて、酸化防止剤及び光安定化剤を含有させることにより、樹脂及びセルロースナノファイバーの分散性が向上する。本発明は樹脂であるポリオレフィン及びセルロースナノファイバーが、良好な分散状態になっている繊維強化複合材料である。繊維強化複合材料は、所望の形状に成形され、成形材料として用いられる。例えば、自動車等の輸送機器、パソコン等の電化製品、携帯電話等の移動通信機器、携帯音楽再生機器、映像再生機器、印刷機器、複写機器、スポーツ用品、事務機器等の構造体を形成する材料として有効に使用できる。

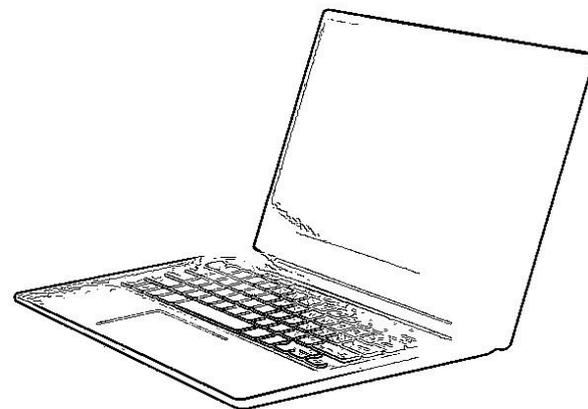
関連分野

業務用機械、電気機械、電子部品・素子、マルチメディア機器、陸上輸送機械、海・空等輸送機械、建設・土木、医療・保健衛生

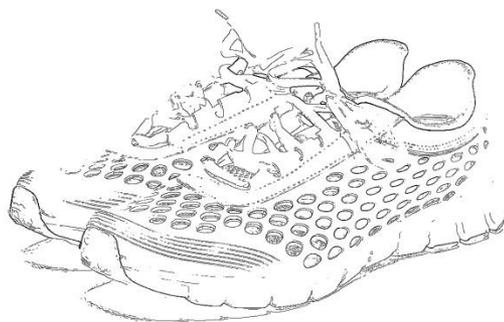
応用の可能性



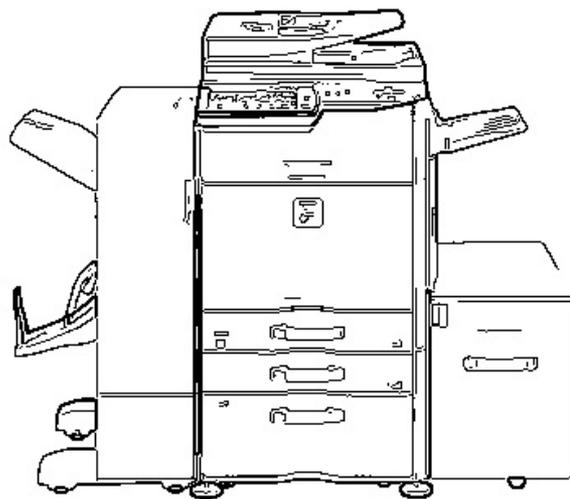
自動車



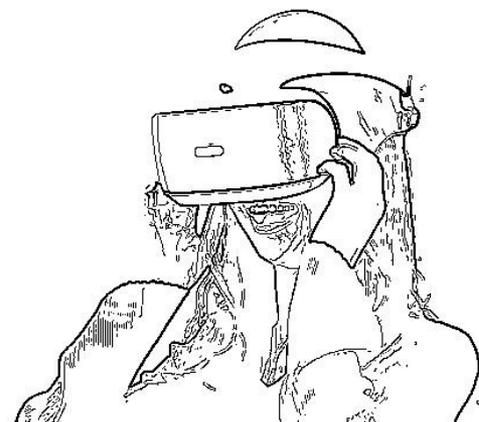
ノートパソコン



スポーツシューズ



複合機



VRゴーグル

など

応用の可能性

- ・自動車
- ・ノートパソコン
- ・複合機
- ・VRゴーグル
- ・スポーツシューズ
- など

本技術の活用が見込める企業の一例

- ・日本製紙株式会社
- ・大王製紙株式会社
- ・王子ホールディングス株式会社
- ・旭化成株式会社
- ・パナソニック株式会社
- ・花王株式会社
- ・トヨタ自動車株式会社
- ・株式会社リコー
- ・住友ゴム工業株式会社
- ・株式会社アシックス
- ・美津濃株式会社
- など

株式会社吉川国工業所の本発明に関する最新動向

- ・株式会社吉川国工業所のホームページには、セルロースナノファイバーを利用した製品に関する情報が掲載されている (<http://www.yoshikawakuni.co.jp/document.pdf>)。